

★(2) 障害者の権利に関する条約、障害の社会モデルと権利モデルについて

・ 障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約は 2006 年に国連で採択された国際条約です。この条約は、障害のある人々が他の人々と平等にすべての人権と基本的自由を享受できることを目的としています。条約では、教育、雇用、健康、住居、法的能力、社会参加など、さまざまな分野での平等な機会とインクルージョンを保障しています。各締約国は、障害者に対する差別を禁止し、合理的配慮や社会的障壁の除去に取り組む義務があります。

日本が「障害者の権利に関する条約」を批准したのは、2014 年 1 月 20 日です。これにより、日本は条約の義務を正式に受け入れ、障害者の権利保障に関する国際的な枠組みに参加しました。

・ 障害の社会モデル

障害の社会モデルは、障害を「個人の機能障害」ではなく、「社会が作り出す障壁」によって生じるものと捉える考え方です。つまり、障害者が直面する困難や制限は、社会的な環境や制度、態度によって生み出されていると考えます。たとえば、車いす利用者が移動しにくいのは、段差やエレベーターの不足など社会のインフラが整っていないことが原因です。このモデルは、障害者が自立し、社会参加できるよう、社会全体が変わる必要性を強調しています。

・ 障害の権利モデル

障害の権利モデルは、社会モデルをさらに発展させ、「障害者は権利の主体であり、平等な市民としての権利を有する」とする立場です。このモデルでは、障害者自身が自分の人生や社会参加のあり方を決定する権利を持つことを重視します。また、障害者の声や意見が政策やサービス設計に反映されることが不可欠とされます。障害の権利モデルは、障害者の自己決定権やインクルージョン、合理的配慮の実現などを支える基盤となっています。